

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（手回り品の取扱い変更等に伴う改正）

| 現行 | 改正 |
|---|--|
| <p>(前略)</p> <p>(TOICA定期券による新幹線乗車)</p> <p>第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券は除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。この場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗車する駅及び下車する駅において、片道1回乗車（2個以上の新幹線の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。）する都度、専ら新幹線の特別急行列車に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機（新幹線以外の路線の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前各項の場合であって、新幹線以外の路線の急行列車と乗継ぎをするときであっても、旅客規則第57条の2に規定する乗継急行券は発売しません。</p> <p>(中略)</p> <p>(列車の運行不能の場合のTOICA定期券の取扱方)</p> <p>第43条 券面表示が有効期間内のTOICA定期券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第282条に定める定期乗車券の取扱いによるほか、SFをチャージしたTOICA定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面に表示された有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の</p> | <p>(前略)</p> <p>(TOICA定期券による新幹線乗車)</p> <p>第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券は除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。この場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗車する駅及び下車する駅において、片道1回乗車（2個以上の新幹線の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。）する都度、専ら新幹線の特別急行列車に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機（新幹線以外の路線の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前各項の場合であって、新幹線以外の路線の急行列車と乗継ぎをするときであっても、旅客規則第57条の2に規定する乗継急行券は発売しません。</p> <p><u>5 前各項の規定により新幹線の特別急行列車に乗車する旅客は、旅客規則第308条の2第1項の規定により、同条同項の規定による物品を車内に持ち込むことはできません。ただし、旅客が当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、当社が特に認めたときは、旅客規則第308条の2第2項の規定を準用して、乗車を継続させることがあります。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(列車の運行不能の場合のTOICA定期券の取扱方)</p> <p>第43条 券面表示が有効期間内のTOICA定期券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第282条に定める定期乗車券の取扱いによるほか、SFをチャージしたTOICA定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面に表示された有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p>翌日以降に乗車する場合は、第 30 条の規定に準じて取り扱います。</p> <p>2 前項の場合であって、旅客が第 35 条の 2 の規定により新幹線に乗車し、当該新幹線の列車が運行不能となったときは、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) 新幹線に乗車した駅までの新幹線による無賃送還</p> <p>この場合、第 35 条の 2 第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金は収受しません。また、無賃送還後、新幹線に乗車した駅でカードの新幹線自由席特急料金に係る発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で新幹線から下車した場合は、新幹線による無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、新幹線に乗車した駅から当該下車駅までの第 35 条の 2 第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金を TO I C A 定期券の S F から減額します。</p> <p>(2) 運行不能区間の別途旅行</p> <p>運行不能となった区間を旅客が新幹線によらないで別途に旅行を希望する場合は、新幹線に乗車した駅から新幹線による旅行を中止した駅までの第 35 条の 2 第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金を、当該旅行中止駅において TO I C A 定期券の S F から減額します。</p> <p>(新幹線の列車の遅延の場合の取扱方)</p> <p>第 43 条の 2 旅客規則第 289 条第 2 項第 3 号に準じ、第 35 条の 2 第 1 項の規定により新幹線に乗車した場合、当該新幹線の列車が到着時刻に 2 時間以上遅延した場合は、同条第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金は収受しません。</p> <p>(以下略)</p> | <p>降に乗車する場合は、第 30 条の規定に準じて取り扱います。</p> <p>2 前項の場合であって、旅客が第 35 条の 2 の規定により新幹線の特別急行列車に乗車し、当該列車が運行不能となったときは、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) 新幹線の特別急行列車に乗車した駅までの無賃送還</p> <p>この場合、第 35 条の 2 第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金は収受しません。また、無賃送還後、新幹線の特別急行列車に乗車した駅でカードの新幹線自由席特急料金に係る発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で新幹線の特別急行列車から下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、新幹線の特別急行列車に乗車した駅から当該下車駅までの第 35 条の 2 第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金を TO I C A 定期券の S F から減額します。</p> <p>(2) 運行不能区間の別途旅行</p> <p>運行不能となった区間を旅客が新幹線によらないで別途に旅行を希望する場合は、新幹線の特別急行列車に乗車した駅から当該列車による旅行を中止した駅までの第 35 条の 2 第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金を、当該旅行中止駅において TO I C A 定期券の S F から減額します。</p> <p>(新幹線の特別急行列車の遅延の場合の取扱方)</p> <p>第 43 条の 2 旅客規則第 289 条第 2 項第 3 号の規定に準じ、第 35 条の 2 第 1 項の規定により新幹線の特別急行列車に乗車した場合であって、当該列車が到着時刻に 2 時間以上遅延したときは、同条第 2 項に規定する新幹線自由席特急料金は収受しません。</p> <p>(以下略)</p> |

附則

この通達は、令和 2 年 5 月 20 日乗車となるものから施行する。